

一般社団法人 長野県臨床検査技師会 ロゴマーク使用規程

平成 28 年 9 月 9 日制定

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人長野県臨床検査技師会の活動や意義についての関心を深め理解を促進することを目的として、独自のロゴマークを定め、その使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは別図に掲げるものとする。ロゴマークは商標登録されており、一般社団法人長野県臨床検査技師会の許可無く使用・複製することは出来ない。

(ロゴマークの使用権者)

第 3 条 ロゴマークの使用権者は以下のものとする。

- (1) 一般社団法人長野県臨床検査技師会理事会、各種委員会
- (2) 一般社団法人長野県臨床検査技師会主催・共催の各行事関係者
- (3) その他、一般社団法人長野県臨床検査技師会会長が適当と認める者

(ロゴマーク使用の対象活動)

第 4 条 ロゴマークの使用対象活動は以下のものとする。

- (1) 一般社団法人長野県臨床検査技師会の活動に関連し、会長が適当と認める事業の広報活動
- (2) その他、会長が適当と認める活動

(ロゴマークの表示方法)

第 5 条 ロゴマークの表示方法は別添 1 で定めた「一般社団法人長野県臨床検査技師会ロゴマーク表示方法の手引き」に従うものとする。

(ロゴマーク使用権者の義務)

第 6 条 ロゴマーク使用者は、第 1 条に定める目的に反して、ロゴマークを使用してはならない。

2 第 3 条 3) に該当する者は、その使用対象活動ごとに別添 2 で定める使用申請書を事務所へ提出し、許可を得なければならない。別添 2 と同一の書式の電子メールにより申請することもできる。

3 ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用について会長の行う指導に従わなければ

ならない。

(ロゴマークの使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、ロゴマーク使用対象活動の期間内とする。

(ロゴマーク使用の停止)

第8条 会長は、第6条に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合、その他、本規程に反する不適当な使用があった場合は、その使用権者にロゴマークの使用の停止を求めることができる。

(使用規程の変更)

第9条 会長は理事会の議を経て本規程を変更することが出来る。会長は本規程を変更した場合、必要に応じ、関係者にその旨を通知するものとする。

附則

この規程は理事会の承認があった日から施行し、平成28年10月1日より実施する。

別図：一般社団法人長野県臨床検査技師会ロゴマーク

別添1

一般社団法人長野県臨床検査技師会ロゴマークの使用の手引き

1 ロゴマークのデザインについて

ロゴマークにおいて、山なりのなだらかな曲線は山国である長野県ならびに県民と臨床検査技師との融和の願いを示し、4つ花びら模様は、技師会県内4地区の彩りある活動と調和に向けた願いをイメージしている。

2 ロゴマークの表示方法

- 1) ロゴマークは別図の基本デザインを縮小又は拡大して使用する。
- 2) ロゴマークを相互に連結させ、パターンとして利用するなどの使い方はしてはならない。
- 3) ロゴマークを縮小して使用する場合、マークが変形したり、デザインがつぶれてしまうような過度の縮小をしてはならない。
- 4) ロゴマークの上に他の図形、文字などを重ねてはならない。

3 ロゴマークの文字表示について

ロゴマークに入っている文字はロゴマークと一体のものであり、文字を削除したり、新たに他の文字を加えたりしてはならない。

別添 2

一般社団法人長野県臨床検査技師会 ロゴマーク使用申請書

年 月 日

一般社団法人長野臨床検査技師会 会長 殿

申請者住所

会員番号

氏 名

印

ロゴマーク使用申請について

一般社団法人長野県臨床検査技師会ロゴマーク使用規程第 6 条第 2 項に基づき、ロゴマークの使用を申請します。なお。その使用においては、一般社団法人長野県臨床検査技師会ロゴマーク使用規程を遵守することを約束します。

使用者氏名又は名称

使用者住所又は所在

使用対象活動

使用方法

使用期間

本件連絡先 担当者

電話

FAX

Email